

江田島市教育委員会会議録

平成 29 年 7 月 18 日（火）平成 29 年第 9 回教育委員会会議定例会を大柿公民館大会議室において開催しました。

1 開会及び閉会に関する事項

開会 午前 9 時 59 分
閉会 午前 11 時 50 分

2 出席者（4名）

教育長	御堂岡 健
教育長職務代理者	三島 雅司
委員	樋上 美由紀
委員	柳川 政憲

3 欠席者（1名）

委員	今井 絵里子
----	--------

4 出席説明員

教育次長	小栗 賢
学校教育課長	畠藤 邦子
生涯学習課長	問可 健治
西能美学校給食共同調理場総括場長	仁井 雄一
江田島図書館長兼能美図書館長	加賀見 富士枝
大柿自然環境体験学習交流館長	西原 直久

5 事務局

学校教育課
課長補佐 中本 陽子

6 傍聴人

なし

7 議事日程

- (1) 教育長報告
- (2) 会議録署名委員の指名
- (3) 議案第 17 号 江田島市教育支援委員会委員の委嘱について

- (4) 議案第 18 号 江田島市教職員住宅設置及び管理条例を廃止する条例案について
- (5) 議案第 19 号 江田島市鷺部教職員住宅管理規則を廃止する規則案について
- (6) 議案第 20 号 江田島市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則案について
- (7) 承認第 18 号 江田島教科用図書採択地区選定委員会委員及び調査員の委嘱について
- (8) 承認第 19 号 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について
- (9) その他

8 議事の概要

○ 教育長

ただいまから、第 9 回江田島市教育委員会会議定例会を開会します。
なお、今井委員から欠席の報告を受けておりますことを、お知らせします。
ただ今の出席委員は 4 名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○ 教育長

審議に入る前に、3 ページの議案第 17 号と 21 ページの承認第 18 号、及び 27 ページの承認第 19 号の 3 件については、人事に関する案件ですので、審議は非公開が適切ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

(全員異議なし)

○ 教育長

それでは、お諮りいたします。
議案第 17 号「江田島市教育支援委員会委員の委嘱について」と承認第 18 号「江田島教科用図書採択地区選定委員会委員及び調査員の委嘱について」及び承認第 19 号「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について」は、公開しないことに賛成の方の挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

○ 教育長

挙手全員と認めます。
従いまして、議案第 17 号「江田島市教育支援委員会委員の委嘱について」と承認第 18 号「江田島教科用図書採択地区選定委員会委員及び調査員の委嘱について」及び承認第 19 号「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について」は、公開しないで審議することに決定いたしました。

○ 教育長

お諮りいたします。

ただいま、公開しないで審議することに決定しました、議案第 17 号については、日程を変更し、日程第 6 の次に審議したいと思います。

これに賛成の方の挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

○ 教育長

挙手全員と認めます。

従いまして、議案第 17 号を日程第 6 に、議案第 18 号を日程第 3、議案第 19 号を日程第 4、議案第 20 号を日程第 5 に変更することに決定いたします。

○ 教育長

日程第 1、「教育長報告」を行います。

それでは、議案書の 2 ページをお開きください。

「教育長報告」

(省 略)

以上で、教育長報告を終わります。

○ 教育長

日程第 2、「会議録署名委員の指名」は、会議規則第 15 条第 2 項の規定により、あらかじめ署名委員の順番を決めておりますので、今回は、三島委員をお願いいたします。

○ 教育長

日程第 3、議案第 18 号「江田島市教職員住宅設置及び管理条例を廃止する条例案について」、日程第 4、議案第 19 号「江田島市鷺部教職員住宅管理規則を廃止する規則案について」、及び日程第 5、議案第 20 号「江田島市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則案について」の 3 件を一括議題とし、個別採決とします。

事務局から、説明をお願いします。

○ 教育次長

ただ今、一括上程されました議案第 18 号、議案第 19 号、及び議案第 20 号でございます。

最初に、議案第 18 号「江田島市教職員住宅設置及び管理条例を廃止する条例案について」でございます。

議案書、5 ページをお開きください。

提案理由でございます。

教職員住宅の財産区分の見直しに伴い、現行条例を廃止する必要がありますので、江

田島市教育長に対する事務委任規則第2条第3号の規定によりまして、委員会の意見を求めるものでございます。

内容でございます。

6ページに廃止条文を載せておりますのでご覧ください。

なお、附則としまして、この条例は、公布の日から施行する、としております。

次に、議案第19号「江田島市驚部教職員住宅管理規則を廃止する規則案について」で
ございます。

議案書、7ページをお開きください。

提案理由でございます。

教職員住宅の財産区分の見直しに伴い、現行規則を廃止する必要がありますので、江田島市教育長に対する事務委任規則第2条第2号の規定によりまして、委員会の議決を求めるものでございます。

内容でございます。

8ページに廃止条文を載せておりますので、ご覧ください。

なお、附則としまして、この規則も、条例と同じく、公布の日から施行する、として
おります。

最後に、議案第20号「江田島市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則案について」
でございます。

議案書、9ページをお開きください。

提案理由でございます。

教職員住宅の財産区分の見直しに伴い、現行規則を改正する必要がありますので、江田島市教育長に対する事務委任規則第2条第2号の規定によりまして、委員会の議決を求めるものでございます。

内容でございます。

10ページから15ページまでに改正条文を、16ページから20ページに参考資料
として、新旧対照表を添付しております。

これまで、設置管理条例で管理していた教職員住宅を、今回、市長部局から、普通財産へ財産区分の見直しを行うことについて意見を求められ、協議の結果、財産区分の変更を行う事になり、公の施設のように、法律と効力を同じくする条例ではなく、教育委員会規則で管理をしていくというものでございます。

規則の内容は、これまでの条例の趣旨と同様ですが、規則に落とし込む際に、字句の整理等を行ったというものでございます。

この、驚部教職員住宅に関しましては、1月の教育委員会会議において、条例改正案等を審議して頂き、採決を頂きました。

直ちに議案として、上程されるものと思っておりましたが、先ほど申し上げた理由により、規則で管理するのが適当であるという結論になり、今回上程することになりました。

最後に、附則として、この規則は、公布の日から施行するとし、それまでの間は、経過措置を設け、管理できるようにしております。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 教育長

説明が終わりました、ご質疑はございませんか。

○ 三島委員

3つの議案の流れとしては、条例を廃止して、条例に附属していた鷲部教職員住宅管理規則を廃止して、今まであった3つの教職員住宅を管理していた規則に鷲部教職員住宅も入れ、全部の教職員住宅を管理する、という整理の仕方よろしいですね。

○ 教育次長

はい、そのとおりでございます。

○ 三島委員

江田島市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則の第4条の入居資格に「職員等」とするとありますが、この「職員等」とはどのような場合を想定していますか。

考えられるのは教職員と、あとは一般の市民の方でも空室があれば入れるのか、教えてください。

○ 教育次長

想定としては、旧江田島町におられたALTの方。この方は教職員ではないのですが、学校に出向いて外国語教育を指導してもらうために入居しておられましたので、こういった、特別な場合には教育長と協議して入居を決めたいと考えております。また、各学校に出向いて指導して頂く民間人コーチ等が教職員住宅の入居希望がある場合なども、教職員ではないため、協議して教職員住宅に入居してもらえば良いのではと、こういったことを想定しております。

○ 三島委員

はい。わかりました。

○ 教育長

「等」の部分については、よく吟味して行うという事が、大前提ですよ。

○ 教育次長

そうです。

- 三島委員
まったく学校に関係のない人は対象外という事によろしいですね。

- 教育次長
はい，そのとおりでございます。

- 教育長
不特定多数の人を対象としていないということです。
幅広く条例で示す必要はないという捉えだと考えております。

- 三島委員
不特定多数の人が使う，公の施設ではないという整理の仕方ですね。

- 教育次長
今，言われた通りで，財産の中には，公有財産，市が持っている財産は，全てが公有財産です。
その中に，行政財産と普通財産という区分に分かれます。
行政財産の中に，特に公用財産と公共用財産があります。
公用というのが，庁舎とか消防施設などで，これは条例で管理するものではありません。
もともと公の施設ではなく，いわゆる公用車などと同じで，職員が利用する施設で設置管理条例はいりません。
公共用財産は，図書館，公民館，公営住宅などで，一般の方々が使われる施設については，設置管理条例で管理することとなっています。
今回の，教職員住宅の設置管理条例は，教職員等と入れていましたので，教員以外の方も入るので，公共用財産という整理を今まではしていたのですが，ここを見直すこととしました。
これは，公用財産ではないのかという話も最初はあったのですが，そもそもが行政財産ではなく，普通財産であろうという結論に至りました。
公用の財産ではあるが，普通財産であるということが，地方自治法の逐条解説にも書かれています。
また，他市町でもそのように扱われており，江田島市でも普通財産という扱いとしました。
法律と同等のしぼりのある条例ではなく，教育委員会で管理する「規則」で管理することとしました。以上です。

- 教育長
今の説明の中に他市町のことに触れていましたが、近隣市町はどのような状況で管理されているか教えてください。

- 教育次長
呉市は規則で管理されています。
ちなみに、条例で管理されているのは、三次市、北広島町、大崎上島町です。
規則で管理されているのは、呉市、庄原市、大竹市、廿日市市、安芸太田町で、他の市町には教職員住宅がありません。
県も県の規則で職員住宅として管理しております。

- 教育長
ありがとうございます。

- 教育次長
条例で管理をしていた、という事は、違法行為をしていたという事ではなく、よりきびしく管理していたという事でございます。
今後は規則で管理していくというものでございます。

- 教育長
ほかにご質問はありませんか。

- 樋上委員
教職員住宅の入居状況を教えてください。

- 学校教育課長
資料の18ページをご覧ください。
新旧対照表にすべての教職員住宅の部屋番号などが記載されております。
全てで、16室ございます。現在、15室に入居しております。
高田の教職員住宅の世帯用住居が1室空いている状況でございます。
例年、稼働率としては9割以上でございます。

- 樋上委員
どこももう古いと思いますが、改装などの要望がありますか。
また、改築の予定など、どうなっていますか。

- 学校教育課長

ご指摘のとおり、畳や襖などは計画的に修繕するようにしております。

退去する前に確認しまして、修繕の必要なところは、次の入居前に修繕したり、畳の表替えをしたりして維持できるよう行っています。

○ 樋上委員

若い方は良いところに入りたがっていると思います。

中の設備も整えていかななくてはいけないのではと思います。

市の職員は入居していないのですよね。入居は教職員だけですよね。

○ 学校教育課長

入るのは教職員という事で、教員や栄養士が入居しています。

お風呂とかトイレについては、古いままですので、今後、計画的に改装をしていきたいと思います。

洋式トイレではありますが、さらに高機能な物を求められることもございます。

計画的に改善していきたいと思っております。

○ 教育長

建物としては、一番古いものは何年ですか。

○ 学校教育課長

大原の教職員住宅が、平成元年3月建設でございます。

高田の教職員住宅が、平成4年12月、鷲部が平成9年2月、三高が平成5年6月でございます。

○ 教育長

近年、新規採用者が増えてきて、ニーズは非常にあると思います。

そういう部屋があれば、通わずに住んでもらえるし、3月半ばで内示が出るので、そこから住宅を探すのも空きがなかったりしますので、学校教育課からお知らせしてください。

○ 学校教育課長

はい。

○ 教育長

ほかにご質問はありませんか。

(質疑なし)

- 教育長
それでは、これで本件の審議を終わります。
採決に移ります。
最初に、議案第 18 号「江田島市教職員住宅設置及び管理条例を廃止する条例案について」は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
(全員異議なし)

- 教育長
全員異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり可決されました。

- 教育長
次に、議案第 19 号「江田島市鷺部教職員住宅管理規則を廃止する規則案について」は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
(全員異議なし)

- 教育長
全員異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり可決されました。

- 教育長
最後に、議案第 20 号「江田島市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則案について」は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
(全員異議なし)

- 教育長
全員異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり可決されました。

- 教育長
日程第 6、議案第 17 号「江田島市教育支援委員会委員の委嘱について」を議題とします。
(非公開)

- 教育長
日程第 7、承認第 18 号「江田島教科用図書採択地区選定委員会委員及び調査員の委嘱について」を議題とします。

(非公開)

○ 教育長

日程第8, 承認第19号「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について」を議題とします。

(非公開)

○ 教育長

以上で, 本日の会議に付された審議事項は, すべて終了いたしました。

「その他」

その他では, 次の項目について報告を行いました。

- (1) 生徒指導上の諸問題等集計について(6月分)
- (2) キャリア・スタートウィークについて
- (3) 学校給食異物混入について
- (4) 江田島しましまスタンプラリーについて
- (5) プール一般開放事業について
- (6) 人権教育啓発事業について
- (7) 教育委員による施設訪問について
- (8) 市民啓発について
- (9) 綱紀粛正について
- (10) サマーフェスタについて

次の教育委員会会議は8月21日(月)午前10時から大柿公民館大会議室で開催します。
以上で閉会します。

江田島市教育委員会会議規則の規定により, ここに署名する。

江田島市教育長

署 名 委 員